

# 大分県報

平成三十年  
号外  
二月一日  
（四）

（木曜日）

## 目次

保安林の皆伐面積の限度の公表……………一

## 告示

### 大分県告示第五十二号

平成三十伐採年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき面積の限度は、次のとおりである。  
平成三十年二月一日

大分県知事 広瀬勝貞

### 水源かん養保安林

保安林種	単位区域名	許可できる面積の限度（ヘクタール）
水源かん養保安林	山国川地区	五一四・四六
	山国川地区	五〇九・八一
保安林種	山国川地区	三六・六九
	西国川地区	九八・六七
	別府地区	二五一・〇三
	東国川地区	五七五・七八
	西国川地区	六五〇・九四
	大分川地区	一一・三二
	大分川地区	二二四・三八
	大分川地区	一四五・九五
	大分川地区	九九四・三二
	大分川地区	七〇〇・一一
保安林種	山国川地区	九一四・六七
	山国川地区	一八一・八四
	山国川地区	四七・七九
	山国川地区	二七・八三
	山国川地区	一八一・八四
	山国川地区	四七・七九
	山国川地区	二七・八三
	山国川地区	一八一・八四
	山国川地区	四七・七九
	山国川地区	二七・八三

平成三十年二月一日

大分県報号外（告示）